

新型コロナウイルス感染症拡大防止搬送業務取扱要領

1 趣旨

山ノ内町における安全・安心の観光地づくりの一環として、町内宿泊施設等で新型コロナウイルス感染症の疑いがある旅行者もしくは従業員が発生した場合の医療機関への搬送手順を以下のとおり定める。

2 搬送事業者

長電タクシー(株)

3 搬送対象者

山ノ内町を訪れた旅行者もしくは従業員で、新型コロナウイルス感染を疑う症状があり受診を希望する者のうち、自らの移動手段を持たない者。

4 搬送利用手順

(1) **宿泊施設** 有症状者（受診希望者）を確認

(2) **宿泊施設** 受診先の調整

- ・「お客様受入れに関する新型コロナウイルス感染症拡大防止対応の山ノ内町指針」の宿泊医療体制にある流れを参照して、宿泊施設から近い受診先等を案内する。受診先へは、原則として有症状者本人から電話、症状、受診の相談をしてもらう。

(3) **宿泊施設** 有症状者にタクシー手配について説明

※搬送には搬送料金がかかることを説明し、料金負担について確認したうえで手配すること。（搬送料金については、通常のタクシー料金と同等）

(4) **宿泊施設** 長電タクシーへの手配連絡

長電タクシー湯田中営業所（0269-33-3161）

- ・長電タクシーに伝える事項

①ホテル・旅館名と電話番号、宿泊施設の対応担当者

②新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある旅行者が乗車すること

③乗車人数

※手配ができた場合には、宿泊施設内の隔離スペースにてタクシーの到着を待ってもらうこと。

(5) **宿泊施設 or タクシー** タクシーによる移送

- ・タクシー到着後、帰路の打ち合わせを行い、感染疑いのある旅行者等を後部座席に乗車させる。

※感染疑いのある旅行者もしくは従業員は必ずマスク・手袋を着用すること。

※引率者も含めて助手席には乗車させないこと。

(6) 受診

- ・ **タクシー** 有症状者が医療機関から受けた指示を確認し、指定場所に駐車し待機。
※入院となった場合は、長電タクシー湯田中営業所へ連絡するよう有症状者 or 引率者に依頼。
- ・ **有症状者（引率者）** 医療機関の指示に従い診察を受ける。
※入院を要すると判断された場合は、長電タクシー湯田中営業所へ連絡する。

(7) **タクシー** 帰路の搬送

- ・ 有症状者が宿泊施設へ戻る場合
診察終了後は、入院等の場合を除き速やかに宿泊施設へタクシーにて搬送。
※PCR 検査については、即日の検査結果の開示は行われぬ見込み

(8) 搬送料金（運賃）の精算

- ・ **タクシー** 搬送完了後、速やかに長電タクシーから宿泊施設に金額を連絡する。
- ・ **宿泊施設** 有症状者（同行者）に費用を請求する。
- ・ **宿泊施設** 後日、宿泊施設に対して長電タクシーから請求があり次第、振込にて納付すること。

5 補足

- (1) 自家用車で来られた旅行者は、自家用車にて医療機関に移動すること（自らの運転が困難である場合を除く）。
- (2) タクシーの利用にあたり、引率者や引率者は有症状者と同乗することにより、濃厚接触者となる可能性が高いため、別の移動手段を考えること。

6 搬送タクシーの詳細

(1) 長電タクシー(株)湯田中営業所

住所：山ノ内町大字平穩 3227-1

電話：0269-33-3161

(2) 待機時間等

①志賀高原エリア（ハイエース 1台）

8:00 ～17:00 → 湯田中営業所

17:00～22:00 → 志賀高原総合会館98

②湯田中渋温泉郷・北志賀高原エリア（ハイエース 1台）

8:00 ～24:00 → 湯田中営業所

(3) 運行期間

令和2年12月1日（火）～令和3年3月22日（月）

【お問い合わせ先】

山ノ内町役場観光商工課

電話：0269-33-1107 FAX：0269-33-1104

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）